## 2024年度 国税専門官A本試験(専門試験[多肢選択式]) 講評 その①

| No. | 科目     | 出題内容                                  | 正解            | 正答率*   |
|-----|--------|---------------------------------------|---------------|--------|
| 1   | 民法・商法  | 代理                                    | 3             | Α      |
| 2   |        | 占有                                    | 1             | В      |
| 3   |        | 動産質権                                  | 2             | Α      |
| 4   |        | 債務不履行・不法行為                            | 3             | С      |
| 5   |        | 委任                                    | 1             | Α      |
| 6   |        | 相続                                    | 3             | В      |
| 7   |        | 株式会社の設立                               | 5             | С      |
| 8   |        | 株主総会                                  | 4             | В      |
| 9   | 会計学    | 企業会計原則の一般原則                           | 2             | Α      |
| 10  |        | 減価償却や固定資産                             | 1             | В      |
| 11  |        | 有価証券                                  | 2             | В      |
| 12  |        | 純資産                                   | 5             | В      |
| 13  |        | 持分法                                   | 3             | C      |
| 14  |        | 財務諸表                                  | 1             | В      |
| 15  |        | 損益計算書                                 | 4             | Α      |
| 16  |        | 仕訳問題                                  | 3             | В      |
| 17  | 憲法・行政法 | 知る権利・表現の自由                            | 2             | Α      |
| 18  |        | 人身の自由                                 | 5             | Α      |
| 19  |        | 地方自治                                  | 4             | В      |
| 20  |        | 申請に対する処分                              | 3             | Α      |
| 21  |        | 義務付け訴訟                                | 2             | С      |
| 22  |        | 国家賠償法総合                               | 2             | A      |
| 23  |        | 異時点間の消費                               | 3             | A      |
| 24  | 経済学    | クールノー均衡                               | 2             | Α      |
| 25  |        | I S-LM分析                              | 3             | A      |
| 26  |        | マンデル=フレミング・モデル                        | 4             | A      |
| 27  |        | 我が国の経済の状況                             | 3             | В      |
| 28  |        | インドの経済の状況                             | 2             | В      |
| 29  |        | 財政理論                                  | 4             | A      |
| 30  | 財政学    | 公共財                                   | 2             | A      |
| 31  |        | ### ################################# | 5             |        |
|     |        | 我が国の公債                                | 4             | A<br>C |
| 32  |        | 我が国の財政の状況                             | <u>4</u><br>1 |        |
|     |        | 我が国の税                                 | -             | B      |
| 34  | 经営学    | 経営組織                                  | 5             | Α      |
| 35  |        | モチベーション                               | 1             | В      |
| 36  |        |                                       | 2             | A      |
| 37  |        | 経営戦略                                  | 5             | A      |
| 38  |        | マーケティング・組織間関係                         | 4             | Α      |
| 39  |        | 財務管理                                  | 5             | Α      |
| 40  |        | 企業形態                                  | 3             | Α      |

【民法・商法】 民法:各分野の出題数は、例年と同様、総則、物権、担保物権、債権総論、債権各論、親族・相続から各1間だった。また、出題形式は、単純正誤問題が1問、組合せ問題が5問であり、昨年度と比べ後者が1問増えた。No.1・3・5は、基本的な条文・判例を問う問題であり、正解率も高いので、確実に正答したい。No.2・6は、正解率が高くなかったが、過去間で既出の条文を問う肢が多いので、それほど難しくない。これらの問題をどれだけ正答できたかが合否を左右するだろう。他方、No.4は、特に正解率が低かった。安全配慮義務違反により死亡した者の遺族は固有の慰謝料請求権を有しないこと(最判昭55.12.18)を問う記述エと、国の公務員に対する安全配慮義務と、その履行補助者の運転上の注意義務とは区別されること(最判昭58.5.27)を問う記述オの正誤判断を迷った受験生が多かったようである。昨年度に比べ難易度は下がったが、来年度も同じ難易度とは限らない。受験生としては、過去問演習を繰り返し、既出の知識が問われた場合に、確実に正誤を判別できるように努めるしかない。

講評

**商法**:会社法から2問(機関と機関以外から各1問)出題され、他の分野からの出題はなかった。商法は、習得に時間がかかるのに2問しか出題されないため、捨てる受験生が少なくないが、今年度のような問題であれば、過去問演習を繰り返していた受験生には難しくなかったはずである。

【会計学】 No9 は企業会計原則における一般原則の知識を問う問題で、各原則の内容をおさえておくと解答しやすい。会計学では頻出論点なので準備できていた受験生が多かったと思われる。No10 は減価償却及び固定資産に関する知識を問うもので、各肢とも基本的な事項(定義など)を問うており、解答しやすかったと思われる。No11 は有価証券に関して、分類や取得原価、貸借対照表の表示などの基本的事項が問われているが、潜在株式や減損処理なども問われており、これらは難しかったかもしれない。No12 は純資産に関する問題であるが、資本会計の知識も必要ということもあり、難しいと感じた受験生もいたと思われる。No13 は連結財務諸表から持分法に関する問題が出題された。連結財務諸表は比較的難しい論点が多く、本問も持分法について細かい点が問われていたことから、難しいと感じた受験生が多かったと思われる。No14 は損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書などの財務諸表に関する基本的な知識を問うもので、解きやすかったと思われる。No15 は損益計算書に関して細かい知識を問うものであり、比較的難しいと思われるが、正解肢が判断しやすいものであった。No16 は仕訳問題である。毎年1 問出題されているが、簿記の学習をしていた受験生は解けると思われるが、そこまで学習してない者には難しい問題である。

【憲法・行政法】 憲法: 昨年と同様、人権2問、統治1問という構成であった。No.17 の知る権利、No.18 の人身の自由で聞かれた判例は有名であり、平易な印象を受けるので、さほど差はつかないだろうが、No.19 で差がつくものと思われる。 すなわち、住民の投票で過半数の同意がなければ国会は制定できないと規定する 95 条の地方特別法とは何かをどこまで理解していたかである。

行政法: 昨年と同様、作用法1問、救済法2問という構成であった。なお、3年ぶりに国家賠償法から出題された。3 問とも条文と有名判例の知識を聞いている。すなわち、行政手続法の申請に対する処分(No20)では、法的義務と努力義務との相違を、行政事件訴訟法の義務付け訴訟(No21)では、申請型義務付け訴訟の訴訟要件に関する条文知識を、国家賠償法(No22)では、1条責任と2条責任に関する有名判例の知識を聞いている。例年と同様、オーソドックスな内容であり、過去問を繰り返してきた受験生にとっては、十分な結果を出せたものと思われる。

【経済学】 No23 は異時点間の消費に関する計算問題であった。国税専門官試験では近年、出題がない論点であったが、基本レベルの問題であり、確実に正解したい、No24 はクールノー均衡を求める計算問題であった。計算の手順を理解していれば、容易に解答できる基本レベルの問題である。No25 は I S - L M分析に関する計算問題であった。単に均衡国民所得を求める問題であり、確実に正解したい。No26 はマンデル=フレミング・モデルに関する文章題であった。変動相場制、固定相場制のそれぞれについて、財政政策と金融政策の効果について理解できていれば正解できる基本レベルの問題であった。No27 は我が国の経済の状況に関する文章題であった。定番的な論点からの出題であり、準備してきた受験生にとっては解きやすかったと考えられる。No28 はインドの経済の状況に関する文章題であった。インド経済の大まかな傾向がわかっていれば解答できる平易な問題であり、準備してきた受験生にとっては解きやすかったと考えられる。

【財政学】 No.29 は財政理論に関する文章題であった。財政の機能、外部性、死荷重、ラムゼイルールと様々な論点について問われているが、いずれも難易度は低く確実に正解したい。No.30 は公共財に関する文章題であった。公共財の性質や最適供給の条件、リンダール均衡など基本的な頻出論点であり、確実に正解したい。No.31 は我が国の財政制度に関する文章題であった。地方財政健全化法、財政力指数に関しては、やや難易度が高い論点であり、かつ、国税専門官試験では地方財政に関する出題は少ないので、苦戦した受験生もいたかもしれない。No.32 は我が国の国債に関する文章題であった。復興債、財投債、GX経済移行債に関する応用的な論点が問われているので、やや難易度が高かった。No.33 は我が国の財政の状況に関する文章題であった。例年、出題される一般会計当初予算の内容ではなかったが、明らかに誤りとわかる選択肢が多く、難易度はそれほど高くなかった。No.34 は我が国の税に関する文章題であった。例年、財政事情が出題される所であるが、本間は、選択肢の内4つが我が国の税制に関するものであり、残りの1つが令和5年度一般会計当初予算における税収に関するものであった。選択肢の4つを占める税制に関する記述が明らかに誤りとわかる容易なものであることから難易度は低いと考えられる。

【経営学】 No.35 はシャインがややマイナーであるが、他の肢の誤りが分かりやすいので正解できるだろう。No.36 のマクレランドはマイナー論点であり、しかも正解肢であるので、正解はやや難しい。No.37 は成長ベクトルは覚えるのが大変であるが、肢5のSWOTが明らかに正解に見えるので易しいだろう。No.38 はコモディティ化が新傾向、また、OEMも細かな所を突いているので、やや難。No.39 は肢Aと肢Bを根拠をもって切るのは難しく感じる人もいるかもしれないが、CとDが正しいことが分かるので正解可能だろう。No.40 は肢4は細かい所を突いており、肢5にはBEPSなどの新テーマが含まれており、内容的にはレベルが高いが、肢3の水平統合と垂直統合は、過去間で何回も出ているので正解はできる。マクレランド、ルメルト、BEPSなどに関する新傾向のテーマがみられるが、消去法などで対処できるので6間中4間は確実に取れそうである。よって、今年の難易度は平年並みである。

※ 正答率(A:60%以上, B:40%以上 60%未満, C:40%未満)は、LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ(5/31 時点)に基づいて算出しています。
本成績診断のご利用方法等の詳細は、LEC公務員 Web サイトの専用ページ(https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/)にてご案内しています。



KL23776